（削る）

6～8　（略）

（成田国際空港企画室及び東京国際空港企画室並びに首都圏空港調整官）

**第百二十三条の二**　首都圏空港課に、成田国際空港企画室及び東京国際空港企画室並びに首都圏空港調整官一人を置く。

2　成田国際空港企画室は、成田国際空港の管理に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（安全部並びに他課及び首都圏空港調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

4　東京国際空港企画室は、東京国際空港の管理に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（安全部並びに他課及び首都圏空港調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　（略）

6　首都圏空港調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　首都圏内の空港等の管理に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二　首都圏内の空港等の管理に係る争訟に関する事務で特定事項に関すること（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）。

（航空情報・飛行検査高度化企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに航空情報センター及び飛行検査センター）

**第百三十条**　運用課に、航空情報・飛行検査高度化企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官それぞれ一人並びに航空情報センター及び飛行検査センターを置く。

2～4　（略）

5　航空情報企画調整官は、航空情報の利用の促進に関する特定事項についての企画及び立案並びに国際機関その他関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

6～21　（略）

（航行支援技術高度化企画室及び航空灯火・電気技術室、交通管制機械設備調整官並びに技術管理センター及び性能評価センター）

**第百三十一条**　管制技術課に、航行支援技術高度化企画室及び航空灯火・電気技術室、交通管制機械設備調整官一人並びに技術管理センター及び性能評価センターを置く。

2～18　（略）

19　性能評価センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空交通管制に用いる電気通信回線の性能の監視及び分析並びにこれらに基づく評価に関すること。

二　人工衛星を利用した航空保安無線施設に関する工事、運用及び保守に関すること。

三　航空通信施設（人工衛星を利用したもの又はデータリンク通信に係るものに限る。第二十三項において同じ。）に関する工事及び保守に関すること。

4　空港国際業務推進官は、命を受けて、次に掲げる事務（安全部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　空港等の建設市場への外国企業のアクセスの推進に関する施策の実施に関すること。

二　空港等の建設、改良及び維持に係る国際協力に関すること。

三　外国における空港等の建設、改良及び維持に関する調査に関すること。

5～7　（略）

（成田国際空港企画室及び東京国際空港企画室）

**第百二十三条の二**　首都圏空港課に、成田国際空港企画室及び東京国際空港企画室を置く。

2　成田国際空港企画室は、成田国際空港の管理に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

4　東京国際空港企画室は、東京国際空港の管理に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　（略）

（新設）

（航空情報・飛行検査高度化企画室、運用調整官並びに航空情報センター及び飛行検査センター）

**第百三十条**　運用課に、航空情報・飛行検査高度化企画室、運用調整官一人並びに航空情報センター及び飛行検査センターを置く。

2～4　（略）

（新設）

5～20　（略）

（航行支援技術高度化企画室及び航空灯火・電気技術室並びに交通管制機械設備調整官並びに技術管理センター）

**第百三十一条**　管制技術課に、航行支援技術高度化企画室及び航空灯火・電気技術室並びに交通管制機械設備調整官一人並びに技術管理センターを置く。

2～18　（略）

（新設）